

必要のないリフォーム工事の勧誘に注意

6月に入り、大河原警察署管内では、自宅を訪れた事業者から、実際には必要のないリフォーム工事の勧誘を受けて契約し、高額な支払いを求められる事案が発生しています。

- リフォームの勧誘を受けた場合は、その場で即決しない
- しつこく勧誘される場合には、きっぱり断る
- 対応に困ったら、一人で悩まず相談を